

15

公共交通事故被害者等
支援フォーラム「公共交通事故
被害者等支援」の取組

公共交通の事故被害者から事故の状況や事故原因に関する情報提供および心のケアなどの支援を国としても検討して欲しいと継続的な要請があり、それを受けて国土交通省では、平成24年4月に「公共交通事故被害者等支援室」を設置しました。沖縄においては、沖縄総合事務局運輸部企画室が本業務を行っております。

事故が発生した場合の主な業務としては、公共交通の事故による被害者やそのご家族に対して、生活支援・経済支援・心身のケアなどの様々な相談窓口として対応し、関係機関などのご案内を中長期にわたり行っております。

平時においては、公共交通事業者に対して、被害者への情報提供窓口や相談受付体制などについて定めた「被害者等支援計画」の策定、被害者やご家族に寄り添った対応についての周知活動を行っております。

フォーラム概要

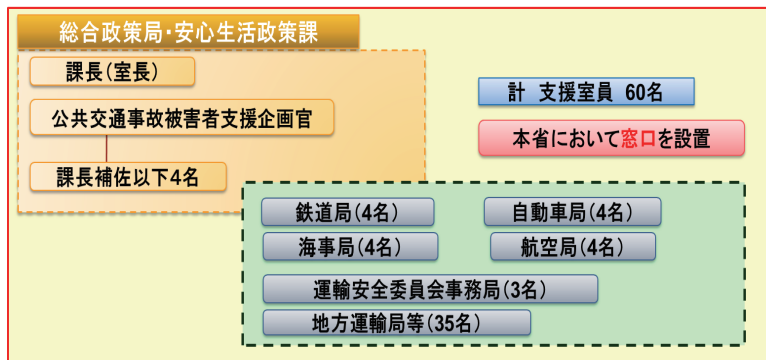
平成29年10月6日に沖縄総合事務局で公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催しました。

今年度は運輸安全マネジメントに関する知識の周知啓発を行う「運輸安全マネジメントセミナー」と共同開催としたことから前年度の参加人数を上回る参加者となりました。

本フォーラムでは、安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画策定の意識などを改めて認識していただくことを主旨とし、併せて安全対策や被害者支援についての国の取組を紹介しました。

当日は、被害者を支援する立場からは、公益社団法人 沖縄被害者支援ゆいセンターの犯罪被害者支援活動責任者の与那覇長次氏に当センターが行っている支援の現状、また支援することの大切さ、難しさなどについて、また、独立行政法人 自動車事故対策機構 沖縄支所長の宮良英男氏に当機構が行っている被害者支援の取組状況などについてご講演いただきました。

公共交通事故被害者支援室の体制



①公共交通事故被害者等支援室の体制

フォーラムには旅客船・モノレール・乗合バス・貸切バス・タクシーの関係者などの参加があり、受講者は講演内容に真剣に耳を傾けている様子でした。

県内で「被害者等支援計画」を策定している事業者は航空会社2社となつていますが、参加した公共交通事業者から被害者等支援計画の重要性について認識して頂くことができました。

今後も沖縄総合事務局では、少しでも多くの公共交通事業者被害者等支援計画を策定してもらえるように呼び掛けていきます。

公共交通事故被害者支援室の主な業務

【事故発生直後の対応】

- 事故被害者の搬送先病院等において支援活動、相談窓口の周知活動(コンタクトカード、チラシ配布)を実施
- 常設の窓口のほか、必要に応じ事故現場の近くなどに相談窓口を設けて被害者等からの相談・要望に対応

【事故発生後、中長期的対応】

- 窓口における被害者等からの生活支援・経済支援・心身のケア等に関する相談への対応及びコーディネート
- 事故調査、安全対策に係る被害者等への説明会の開催

【平時における対応】

- 支援員に対する教育訓練の実施(被害者等支援に係る研修の実施・受講等)
- 公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催
- 交通事業者による被害者等支援計画の策定促進
- 公共交通事故被害者等支援懇談会の開催、関係機関等とのネットワーク構築(警察、消防、医療機関、地方公共団体、日本赤十字社、被害者団体、「心のケア」専門家、犯罪被害者支援関係NPO等)など

②公共交通事故被害者支援の業務



③フォーラム参加者